

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文科学研究科	哲 学 専 攻		社 会	公 民
	史 学 専 攻		社 会	地理歴史
	日本語日本文学専攻		国 語	国 語
	英語英米文学専攻		外国語（英 語）	外国語（英 語）
	ドイツ語ドイツ文学専攻		外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
自然科学研究科	フランス文学専攻		外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
	物 理 学 専 攻		理 科	理 科
	化 学 専 攻		理 科	理 科
	数 学 専 攻		数 学	数 学
	生 命 学 専 攻		理 科	理 科

第4章 試験及び教育課程修了の認定

第13条 授業科目修了の認定は、試験による。

2 前項の試験の成績は、優・良・可・不可の4種に分け、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

第14条 博士前期課程を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。

第15条 博士課程を修了するためには、第9条第1項及び第2項により、5年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、3年まで短縮することができる。

第16条 教育課程修了の認定は、各研究科委員会がこれを行う。

2 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験の成績評価は、別に定める審査委員会の審査に基づいて研究科委員会が行う。

3 修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、優・良・可・不可の4種に分け、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

4 博士論文の成績は、合格・不合格とに分ける。

5 最終試験の成績は、合格・不合格とに分ける。

第5章 学位

第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------------|--------|-------|---------|
| (1) 博士前期課程 | 政治学研究科 | 政治学専攻 | 修士（政治学） |
| | 経済学研究科 | 経済学専攻 | 修士（経済学） |

	経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
	人文科学研究科	哲学専攻	修士（哲学）
		美術史学専攻	修士（美術史学）
		史学専攻	修士（史学）
		日本語日本文学専攻	修士（日本語日本文学）
		英語英米文学専攻	修士（英語英米文学）
		ドイツ語ドイツ文学専攻	修士（ドイツ語ドイツ文学）
		フランス文学専攻	修士（フランス文学）
		心理学専攻	修士（心理学）
		臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
		アーカイブズ学専攻	修士（アーカイブズ学）
		身体表象文化学専攻	修士（表象文化学）
	自然科学研究科	物理学専攻	修士（理学）
		化学専攻	修士（理学）
		数学専攻	修士（理学）
		生命科学専攻	修士（理学）
(2) 博士後期課程	法学研究科	法律学専攻	博士（法学）
	政治学研究科	政治学専攻	博士（政治学）
	経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
	経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
	人文科学研究科	哲学専攻	博士（哲学）
		美術史学専攻	博士（美術史学）
		史学専攻	博士（史学）
		日本語日本文学専攻	博士（日本語日本文学）
		英語英米文学専攻	博士（英語英米文学）
		ドイツ語ドイツ文学専攻	博士（ドイツ語ドイツ文学）
		フランス文学専攻	博士（フランス文学）
		心理学専攻	博士（心理学）
		アーカイブズ学専攻	博士（アーカイブズ学）
		身体表象文化学専攻	博士（表象文化学）
	自然科学研究科	物理学専攻	博士（理学）
		化学専攻	博士（理学）
		数学専攻	博士（理学）
		生命科学専攻	博士（理学）

第18条 本大学院の博士前期課程及び博士後期課程においてそれぞれ第9条所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者にはそれぞれの学位を授与する。

第19条 本大学院の博士課程を経ないで論文を提出して博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学の博士課程を経た者と同様に広い学識と研究指導能力を有す

ることが確認された場合には博士の学位を授与することができる。

第20条 本学則に定めるもののほか、本大学院における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学

第21条 本大学院の博士前期課程は、次の各号のいずれかに該当し、かつ入学検定に合格した者について入学を許可する。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 五 大学に3年以上在学した者、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本大学院において認めた者
- 六 その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第22条 本大学院の博士後期課程は、次の各号のいずれかに該当し、かつ入学検定に合格した者について入学を許可する。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 四 その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第23条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第24条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた研究科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第33条及び第34条の規定を準用する。

第26条 入学後1年以上を経た者が、研究科内における専攻の変更を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第27条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間で限度に休学することができる。

3 休学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

第28条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第29条 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第30条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実